

拾遺抄の作者名表記

はじめに

藤原公任の手になる『拾遺抄』十巻は撰者の文学的趣向を探る上でも、またこの作品を増補して編まれた『拾遺和歌集』の性格を知る上でもはなはだ貴重な資料といえる。ところが、『拾遺抄』には有力な伝本が少なく、また伝来の過程における『拾遺和歌集』との複雑な影響関係も相俟って先ずは本文研究自体が困難な状況にある。そのせいか、近年の学会の動向をみると意外なほどにその研究は進んでいない。しかしその一方で、豊富な古筆切（註）があり、平安末期歌書に引用された本文や作者目録などの間接資料から垣間見られる部分もまた少なくないのである。

本稿はこれらの資料を通して平安期の『拾遺抄』のあり方を考察しようとするささやかな試みである。但し、本文全体を眺めるのは紙幅上困難なので、今回は先ず作者名表記の問題を中心に扱うこと

金 石 哲

とする。また、作者名表記といっても同じ人物についての表記上の違いや官職名の違いを問題にすることは今回は省略することをお断りしておきたい。以下、本稿では現存の諸本相互で明らかに作者名の異なるケースを中心に、『拾遺抄』の作者名が本来どのような形のものであったか、また『拾遺抄』が現在に伝わる過程で作者名はどのように変っていったか、その過程でどのような資料と接したか、といった問題を主に検討し、平安期の『拾遺抄』の本文のあり方を少しでも明らかにしていきたいと思う。

一、「無作者名」歌と「読人不知」歌

勅撰集の作者名表記のあり方を大別すると、先ず作者名のないケース、次に「読人不知」とあるケース、そして、具体的な作者名が書かれているケースの三種類に分けられるであろう。

このうちの作者名がない歌は一体誰が詠んだものと考えればよい

のだろうか。一般には、『古今和歌集』がそうであるように、作者名が記されていない場合は直前の歌の作者名と同じであるとして処理されるが、『拾遺抄』の場合も同じように考えてよいのだろうか。^註というのも『拾遺抄』の場合、伝本によって、ある本では作者名があるのに、他の本では作者名がなかったり「読人不知」と表記されることが多く、作者名が大変混乱しているので、これらの例には必ずしも『古今集』のような法則が適用できないのではないかと考えられるからである。

具体的な例をあげてみると、【資料一】231番歌の場合、『新編国歌大観』本の底本である宮内庁本には作者名がなく、前の歌の作者名から「貫之」と判断してよいのか悪いのか、という問題である。

【資料一】恋上・231(六二六)〈※算用数字〉『拾遺抄』『新編国歌大観』番号、(漢数字) — 『拾遺和歌集』『新編国歌大観』番号、以下同。〈

(題不知)

あふ事をまつにてとしのへぬるかな身はすみのえにおひぬものゆゑ (『新編国歌大観』より引用。以下同)

〔異同〕

①前歌(230)の作者名表記から「貫之」 — 『抄』宮

②「読人不知」 — 『抄』島・貞

③前歌(六二五)の作者名表記から「読人不知」 — 『集』諸本

〔他出〕

「寛平八年六月以前后宮胤子歌合」・恋・十四番・右 作者名ナシ。『如意宝集』「題読人不知」。

〈※なお、諸本の略号は注1に示しておいた。〉

この歌は「異同」にもあげておいたように、『拾遺抄』のほかの本や参考までに示した『拾遺和歌集』では「読人不知」とあり、また他出資料でもこの歌の作者を貫之とする文献は見当たらない。つまりこれらの点を踏まえると、この歌を単純に貫之の歌と考えるのには疑問が生じるのである。

或いはこの歌の場合はただ単に宮内庁本だけが「読人不知」を書き落としたと考えられるかも知れない。勿論その可能性も否定し切れないが、先述したように『拾遺抄』には「読人不知」の本文と作者名のない本文の異同が意外に多く、これらの例のすべてを誤脱として処理することはできないのである。それではこのような現象をどのように理解すべきかという点、稿者はこの歌の場合、作者名のない本文が本来の形で、「貫之」という作者名は前の歌一首にしかかからないと考えるのである。

このことは次の【資料二】をみるとより明確になるであろう。

【資料二】別・194 (三〇二)

春ものへまかりける人のあかつきに出で立ち侍りける所に
て、とまり侍りける人のよみ侍りける 読人不知

はるがすみ立つあか月を見るからに心ぞそらになりぬべらなる

〔異同〕

① 「読人不知」―『抄』宮・貞・源・伝坊門局筆小松切)

〔集〕諸本)

② ナシー(『抄』島・貞朱)

この歌は「異同」にもあるように、宮内庁本と貞和本の方が「読人不知」とあり、これに対する島根大学本と貞和本朱筆書入れ本文には作者名がない。偶然にも二つの本文が作者名を書き落としたとは考え難い例である。この歌は詞書の波線を付した部分に「とまり侍りける人」とあり、作者名をことさらに「読人不知」と書かずとも、名のある人物ではないことが明確なのである。しかし、これに対する宮内庁本・貞和本の作者名は、例えば『古今集』のように、作者名の部分なるべく空欄にしないとする姿勢であろうか、平安末期には勅撰集であると考えられていた『拾遺抄』をより完成された勅撰集の形に整えようとして書き加えられたものと理解できる。

しかし、これとは逆のケース、つまり、せっかく「読人不知」とある作者名を後人が処理するといったことは考え難いので作者名のな

い方がより古い形の本文であろう。

さらに同様のケースをみておこう。

【資料三】雑上・477 (三八七)

さはこのみゆ

あかずしてわかれし人のすむ里はさはこの見ゆる山のあなたか

〔異同〕

① 前歌(476)の作者名表記から「輔相」―『抄』島宮)

② 「同人」―『抄』貞)

③ 「読人不知」―『集』諸本)

【資料三】の例では『拾遺抄』の島根大学本や宮内庁本は作者名がなく、貞和本は誰か後の人が書き加えたのであろうか、前の歌の作者と「同人」とある。ここで仮に貞和本に従うと、当該歌は藤原輔相の歌という考え方が成り立つ。しかし、一方『拾遺和歌集』では「読人不知」とあり、輔相の私家集である『藤六集』などの他出文献にもこの歌は見当たらない。この例もまた『古今集』の作者名表記と同じ読み方でこの歌の作者が輔相であると考えたり、『拾遺抄』の編者が当該歌を輔相の歌としてとらえていた、と考えるのは危険なのである。

このように考えると、『拾遺抄』の作者名表記には『古今集』のそれとは違い、むしろ『古今和歌六帖』の作者名表記のように、該

当する歌一首だけにかかる場合があることが想定される。とはいっても、稿者は『拾遺抄』が『古今和歌六帖』の流れを汲み、勅撰集ではないことを証明しようとするわけではない。このような作者名表記のあり方はむしろ『後撰和歌集』のそれに通じるものなのである。つまり、『古今和歌六帖』や『後撰和歌集』は作者名の明らかない場合にも、注釈的に作者名を書くという姿勢が既に指摘されているが、『拾遺抄』の作者名も本来はこれに近いものであったと考えられ、むしろそのように考えなければ『拾遺抄』諸本相互の作者名の異同のあり方は説明がつかないのである。

さて、本来の『拾遺抄』の作者名表記が『古今集』的なものよりも、むしろ『後撰集』的な性格のものを受け継いでいることを検討してきたが、このような『拾遺抄』作者名表記のあり方を考える上で興味深い資料が次に示す古筆切の本文である。

【資料四】の241番歌の場合、現存諸本が全て「読人不知」とするのに対して、平安時代の書写にかかる伝公任筆唐紙切では作者名がない。

【資料四】恋上・241(六二五)

題不知

読人も

なげきあまりつひにいろにぞ出でぬべきいはぬを人のしらばこそあらめ

〔異同〕

① 「読人不知」——『抄』諸本)

② ナシ——(伝藤原公任筆唐紙切)

この切は240番歌の和歌の部分から242番歌までの断簡で、写本の一部に過ぎないという古筆切の性格をも勘案するとなお慎重を要するが、現存諸本の書写年代が概してさほど古くないことを思えば、古くは241番歌のように作者名を持たない本文も存在したことが窺えるのである。

また、同じく断簡の例であるが、【資料五】103番歌の例では『拾遺抄』の現存諸本が「読人不知」とあるのに対し、鎌倉期書写の切である伝坊門局筆小松切のみが「無名」とする。

【資料五】秋・103(一一五五)

題不知

読人も

君こそはたれに見せましわがやどのかきねにさけるあさがほの花

〔異同〕

① 「読人不知」——『抄』島・宮・貞・源)

② 「無名」——(伝坊門局筆小松切)

実はこの小松切の作者名表記には「読人不知」と「無名」の両方があり、明らかに両者を書き分けているのである。或いはこれらの

書き分けは美術的な効果を狙った表記上の違いかも知れないが、また或いは「無名」とあるのは小松切が写した親本ないし粗本に作者名がなかったことを意味するのかも知れない。いずれにせよ、平安・鎌倉時代に書写された『拾遺抄』の伝本の中には現存諸本よりも作者名の少ない形の本があった可能性は否定できないのである。また、繰り返し述べてきたように、本来「読人不知」とある本文を後人が消去するとは思えず、作者名のない方がより古い本文であると考えられる。このように考えるならば、本来の『拾遺抄』は現存諸本よりも作者名表記が少ない形であったと想定されるのである。

二、享受本文・研究本文の実態

第一章では主に「読人不知」歌の本文と作者名のない本文間の異同の問題について検討したが、次に作者名のある本文と「読人不知」の本文・作者名のない本文の異同について考察してみよう。

【資料六】恋下・368（九二五）

善祐がながされ侍りける時ある女のいひつかはしける

読人不知

なくなみだよはみなうみと成りななむおなじなきさになみやよ
すると

【異同】

① 「読人不知」——『抄』島・宮・貞

② 「二条后」——『抄』貞朱イ

③ ナシ——『集』諸本

〔他出〕

※頭昭『拾遺抄注』三六八番歌注

詞云、善祐ガナガサレハベリケルトキ、アル女ノイヒツカハシケル

是ハ延暦寺ノ善祐阿闍梨ナリ。密通二条后之故、配流伊豆国云々。仍或本ニハ此歌作者ヲ二条后ト書ケリ。

然而多本読人不知トアリ。此コトヲ不知人、付文字テヨシスケガナガサレケルトキナド云ケリ。（後略）

【資料六】の場合、『拾遺抄』の殆どの本が「読人不知」とし、『拾遺和歌集』も諸本ともに作者名がないが、これに対して貞和本朱筆書入イ本だけが「二条后」とする。先ず、なぜ貞和本朱筆書入イ本のみが作者名を持つかという問題であるが、その理由は詞書の波線部分に「ある女」とあることと無関係ではあるまい。この詞書を読んだとき、当該歌の作者は一体誰なのかという素朴な疑問が生じるであろうが、この疑問に答える形で記されたのが「二条后」とする本文ではないだろうか。それでは何故「二条后」でなければならぬのかという問題が生じるが、それを理解するためには〔他出〕

としてあげておいた顕昭『拾遺抄注』の傍線部に「二条の後に密通の故、伊豆の国に配流せらる云々」とあり、『扶桑略記』^註などにも見られる「善祐法師と二条後の密通事件」と本文の関係を考えなければならぬ。つまり、貞和本朱筆書入イ本の本文は右の史実に基づいてこの歌の作者を「二条后」であると注釈したものがいっしょか作者名のように扱われてしまった例、つまり注釈が本文化したケースと考えられるのである。

同じような例は次の【資料七】の場合にもみられる。

【資料七】恋下・336（九七四）

（題不知）

つらけれどうらむるかぎり有りければものはいはれでねこそなかるれ

〔異同〕

①前歌（335）の作者名から「読人不知」——『抄』島・

宮・貞（『集』諸本）

②「花山法皇」——『抄』貞朱イ

〔他出〕

※顕昭『後拾遺抄注』

拾遺不知撰者、花山院御製不奉入歟。但読人不知歌中、二首在之云々。

ココロヲバツラキモノゾトイヒナガラカハラジトオモフカ
ホソコヒシキ

ツラケレドウラムルカキリアケレバモノハイハレデネコ
ソナカルレ

【資料七】では『拾遺抄』の殆どの本文が「読人不知」とするが、貞和本朱筆書入イ本のみが「花山法皇」とする。「他出」の顕昭『後拾遺抄注』を見ると、『拾遺抄』編纂時の有力なバトロンであった花山院の歌は「入れ奉らざるか」としながらも、波線部分に「但し、読人不知の歌の中に二首これあり云々」として二首の歌をあげている。これらの歌が実際に花山院の歌かどうかは他出文献にも見当たらず、また花山天皇の私家集の断簡かとされる「春日切」にも見られないので裏付けすることはできないが、当時は何らかの資料に基づき当該歌を「花山法皇」の歌と注釈し、その注釈がいっしょか作者名にとって変わったものと考えられる例である。

このように、当時は何らかの資料に基づいて作者名が変更されることがあったのだが、その顕著な例は次に示す【資料八】である。

【資料八】雑上・405（一〇七六）

題不知

あしひきのやまほととぎすさとなれてたそかれどきになのりす
らしも

読人不知

〔異同〕

①「読人不知」——『抄』宮

②「大中臣輔親」——『抄』島・貞（『集』諸本）

〔他出〕

『後十五番歌合』、『玄玄集』、『後六々撰』、『綺語抄』、『今昔物語集』すべて「輔親」。また、書陵部本「輔親集」にあり。

※清輔『袋草紙』上巻・故撰集子細

…拾遺抄には、中務の歌「鶯の声なかりせば雪消えぬ」

輔親の歌「足曳きの山時鳥里なれて」、「読人知らず」と有る
において皆これ疑ひなき作り歌なり。越度か。近代の集にも
 多くこれを入れる。

当該歌は宮内庁本が「読人不知」とあるほかは全て「大中臣輔親」の歌とし、「他出」も同様であるので輔親の歌であることはまず間違いないようである。それでは、宮内庁本の「読人不知」とする作者名は何らかのケアレス・ミスによるものであろうか。ところが藤原清輔が記した『袋草紙』を見ると、当該歌は疑うべくもない輔親の歌であり、『拾遺抄』がこれを「読人不知」とするのは撰者の「越度^{セツタ}」であると主張しているのだから、平安末期に清輔が見ていた『拾遺抄』も宮内庁本に同様であったことが知られるのである。つまり、当該歌の作者名を「読人不知」とする本文は少なくとも平

安末期までにはさかのぼり得る有力な本文なのである。

ところで、『拾遺抄』には当該歌のほかにも諸本ともに作者名を「輔親」とする恋上・243（九四一）番歌がある。諸本に異同がないこと、また、恋部の歌であることから近衛家旧蔵「拾遺抄目録」に「大中臣輔親一首 恋」とするものこの歌であり、この作者目録のもととなった『拾遺抄』も宮内庁本と同様、405番歌を輔親の歌とは認めていないことが知られる。ところが、清輔の弟である顯昭の記した『勅撰和歌作者目録』では「大中臣輔親朝（臣）二首」としており、この405番歌をも輔親の歌としているのである。顯昭は当該歌を輔親の「疑ひなき作り歌」とする兄の学説に従って当該405番歌の作者名を改変したのではないだろうか。

このように、作者名というものは非常に改変され易いのである。最後にもう一例を加えておこう。【資料九】の566番歌は現存諸本で見ると、作者を「兼盛」とする本文の方が多数であるが、島根大学本のみは「重之」とする。「他出」を見ると、『重之集』にはあるが『兼盛集』にはない。

【資料九】雑下・565（一三〇四）

こにまかりおくれてよみ侍りける

兼盛

なよたけのわがこのよをばしらずしておはしたてつと思ひける
 かな

〔異同〕

① 「兼盛」―『抄』宮・貞（『集』諸本）

② 「重之」―『抄』島

〔他出〕

西本願寺藏「三十六人集」本『重之集』。陽明文庫本『輔親集』

詞書「又、しげゆき」。

※顯昭『萬葉集時代雜事』

凡諸家集之歌、互交雜、又其誤惟多。是則大旨後人追書集之故歟。

（中略）

兼盛歌

ナヨタケノワガコノヨラバシラスシテオホシタテツト思ヒケル

哉

已上在重之集。

顯昭『万葉集時代雜事』にも当該歌が『重之集』に入るが本来は兼盛の歌であるという記事がみえ、このことから平安末期の『重之集』にも当該歌が存在したことが知られる。この作者名は島根大学本を伝えた誰かが『重之集』に基づいて改変したものと考えざるを得ないのである。

このように、現存諸本に享受本文・研究本文としての性格が色濃

く反映されていることは明らかであり、中でもとりわけ貞和本やその書入本文、島根大学本と顯昭歌学との密接な関係は注目に値するのである。

三、作者名表記と外部資料と

それでは、ここで少し視点を変えて、『拾遺抄』とその伝来過程に接触した外部資料との関係についてもう少し検討していきたいと思う。

【資料十】冬・150（二五二）

此歌柿下人丸集に有り、或本には三方沙弥がともはべり、あしひきの山ちもしらずしらがしの枝にもはにも雪のふれば

〔他出〕

『萬葉集』2315左注「右柿本朝臣人麻呂之歌集出也 但件一首或本沙弥作」。

『古今和歌六帖』一・天・雪 作者名ナシ。

この歌は作者名を持たない伝本が多いが、島根大学本・宮内庁本・伝源承筆本・貞和本朱筆書入或本には歌の前に「此歌柿下人丸集に有り、或本には三方沙弥がともはべり」と注が付されている。この注は〔他出〕にもあるように『万葉集』2315番歌左注と同じ内容である。恐らくは、伝来の過程で『万葉集』やそれに類した資料から書き写されたものではないだろうか。諸本によってこの注を持た

ない系統がある点からもこの注が成立時点にはなかったことが知られるが、貞和本では詞書に「曾佐のをのみことの出雲国にいたるときの哥にいほく」とあり、作者名を「人麿」としている。他の本はこのような詞書・作者名を持たないが、明確に作者名のあるものを後人が消すとは思えないので、かえって貞和本の作者名の方が『万葉集』の左注などによる伝承付会の類ではないだろうか。

同じように、外部資料との重出を示す注は81番歌、86番歌（作）などにもみられ、やはり『拾遺抄』の伝来の過程で享受者・研究者がこれらの注を恣意に書き加えていった過程が知られ、同時に、外部資料の参看が頻繁に行われていた事実が推察されるのである。

それでは、当時の外部資料はどのような性格のものであったらうか。

次の【資料十一】の6番歌は先述【資料八】で引用した『袋草紙』においても言及されているが、「異同」を見ると、島根大学本・宮内庁本が「読人不知」、貞和本が清輔の説と同様に「中務」とし、『拾遺抄』を増補した『拾遺和歌集』では藤原朝忠の歌としている。

【資料十一】春・6（一〇）

天曆十年二月廿九日内裏歌合せさせ給ひけるに 読人不知
うぐひすの声なかりせばゆききえぬ山里いかではるをしらまし

〔異同〕

① 「読人不知」——『抄』島宮

② 「中務」——『抄』貞

③ 「中納言朝忠」——『集』諸本

〔他出〕

「天曆十年〔二月廿九日〕麗景殿女御莊子女王歌合」では十巻本が「中務」、二十巻本が「あつたど」。『金玉集』、『深窓秘抄』、『和漢朗詠集』、『前五番歌合』、『三十人撰』、『三十六人撰』すべて「中務」。また『大斎院御集』（書陵部蔵 五〇一・三〇二）には

むつきのふつかの日、人くあまたまいりて、「むめがえに」といふ歌をうたひしおりに、人に内よりかはらけさして

一ふりつもるゆきゝえやらぬ山ざとにはるをしらするうぐひすのこゑ

かへし 衛門朝忠かみ

とあり、当該歌を置く。

〔他出〕を見ると、詞書と同じ「天曆十年麗景殿女御莊子女王歌合」では十巻本系統が「中務」、二十巻本系統が「あつただ」とある。

但し、この「つ」は「さ」の誤写と思われるので本来は「あさただ」であろう。また、『金玉集』以下の、殆どが藤原公任の撰によると

される歌書では「中務」としている。『大斎院御集』では『後拾遺和歌抄』にも21番歌として入集している。「ふりつもる」の歌のあとに「かへし」として「衛門のかみ」すなわち「朝忠」の歌としている。実際に歌が詠まれた時期とそう隔たっていない平安期には作者名自体が諸説紛々といった形で享受され易かったこと、後世のように本文が整理されずにそのまま残されていたことが推察されるのであるが、恐らく貞和本は公任撰の他の歌書によって「中務」とし、『拾遺和歌集』は『大斎院御集』寄りの資料に基づいて「朝忠」としているであろう。いずれにせよ、このように後人が様々な資料を駆使して作者名を書き加えていったので同じ歌なのに作品によってまた伝本によって作者が異なってくるのである。

同じような例は【資料十二】にもみられる。ここでは島根大学本・宮内庁本には作者名がなく、参考までに前の歌の作者名を調べてみると「読人不知」とある。これに対して、『拾遺抄』の貞和本と『拾遺和歌集』の殆どの本は「兼盛」とする。また、『拾遺和歌集』の定家本や堀河本は「貫之」としている。

【資料十二】春・13（十七）

桃園にすみ侍りけるこ前斎院の家の屏風に

しろたへのいもがころもとむめの花いろをもかをもわきぞかね
つる

〔異同〕

①前歌（12）の作者名表記から「読人不知」―（『抄』島・宮）
②「平兼盛」―（抄貞）（『集』天理甲本・天理乙本・多久市立
図書館本・北野天満宮本）

③「貫之」―（『集』定家天福元年書写本、堀河宰相具世筆本
※但し、「平貫之」）

〔他出〕

『古今和歌六帖』五・服飾・雑の衣作者名ナシ。他撰集である
『深養父集』（書陵部蔵 五〇一・三四）に「題しらず」とし
て入り、『新撰朗詠集』も「深養父」。『躬恒集』第一類光俊本・
第二類内閣文庫本・第三類丙本の各本では「御屏風（の）」とし
て入る。

〔他出〕を見ると、『古今六帖』では作者名がないが、他撰集で
他人の詠歌を多く含む『深養父集』に入っており、恐らく『新撰朗
詠集』はこれによったものであろう。また、『躬恒集』では一類本
から三類本までの各本にみられる。現存する外部資料を見る限り、
本来は躬恒の歌かとも思われる当該歌であるが、『拾遺抄』『拾遺和
歌集』の作者名から、伝来の一時点では兼盛の歌であるとか貫之の
歌であるといった理解がなされ、当時是一首の歌に対しても様々な
作者が想定されたこと、資料が大変混乱していたことが知られるの

である。また、このような混乱した資料に基づいて享受者・研究者たちが恣意に作者名を書き加えていった実態が浮かび上がってくるわけである。

それでは、『拾遺抄』の作者名は一体なぜこのように書き加えられ易かったのかという疑問が生じるであろう。或いは「読人不知」とある作者名を何らかの資料に基づき改変したとも考えられるが、稿者はこれらの歌には本来、作者名がなかったのではないかと考えるのである。

【資料十三】恋上・266（七二五）

（天曆御時歌合）

読人不知

うつつにもゆめにも人によるしあへばくれ行くばかりうれしきはなし

〔異同〕

①「読人不知」―『抄』島・宮・貞朱或本・伝源俊頼筆唐

紙切工）『集』諸本）

②前歌（265）の作者名から「よしのぶ」―『抄』貞

③「ミツネ」―『抄』貞朱

〔他出〕

「延喜十三年三月十三日亭子院歌合」・恋「躬恒」。『古今和歌六帖』四・恋・雑の思 作者名ナシ。『躬恒集』第五系統

の正保版本「歌仙家集」本にあり。

現存諸本の殆どが「読人不知」とし、作者名のない本文が貞和本、「ミツネ」とするのが貞和本朱筆書入日本である。このうちの貞和本朱筆書入日本は詞書にも「他出」であげておいた「亭子院歌合」の歌としており、これらの資料による校訂本文であることは先ず間違いないが、このように、作者名を恣意に書き加え易かったのは当該歌の本文が、本来は貞和本の本文のように作者名のない形であったからではないだろうか。

次の【資料十四】の場合、宮内庁本のみが作者名を持たないが、この歌は『藤六集』などにも見られず、前歌の作者である輔相の歌とは考え難い。

【資料十四】雑上・486（四〇四）

つぐみ

わがころあやしやあだに春くれば花につくみとなど成りにけ

む

〔異同〕

①前歌（485）の作者名表記から「すけみ」―『抄』宮

②「読人不知」―『抄』島・貞

③「大伴黒主」―『集』異本第一系統・定家天福元年書

写本）

④※当該歌ナシ。但シ、次歌ノ作者名「ししかのくろぬし」

— (『集』北野天満宮本)

ところで、『拾遺和歌集』の方をみると、何らかの資料により「大伴黒主」としている。『拾遺和歌集』が資料とした『拾遺抄』は島根大学本・貞和本のように「読人不知」とする本文であったとも考えられようが、この場合もやはり、宮内庁本のように作者名のない本文に基づき作者名を書き加えたと考えた方がより説得力があるのではないだろうか。いずれにせよ、このように伝来の過程で享受者・研究者の一人一人が混在した資料をもとに、恣意的に『拾遺抄』の作者名を書き加えていったであろうことは否定できないのである。また、このような現象が生じ易かったのは、既に第一章で検討したように、本来の『拾遺抄』本文が現存諸本のそれよりもはるかに作者名表記が少なかったからと考えるのが適切であろう。

まとめに代えて

以上の考察において、『拾遺抄』現存諸本の本文が享受本文・研究本文としての性格が強いことを明らかにし得た。『拾遺抄』は鎌倉期以後、『拾遺和歌集』ことに定家天福本の影に完全に隠されてしまうが、このことからかえって後世の本文整理にもさらされず、絶対的な伝本もないままに伝わり、現存諸本は平安末期の享受者・

研究者によって改変された本文の様々な特質を色濃く反映しているのである。また、第二章以下の考察で検討したように、『拾遺抄』の現存諸本、とりわけ貞和本やその書入本文、島根大学本が顕昭などの六条家歌字と密接な関係にあることを改めて強調し、既発表の拙稿^註の補足とするものである。

今後はこれらの本文のすべてを安直に成立時点から存在したという前提でとらえるのではなく、本文の伝来過程における享受・研究のあり方をも視野に入れ、『拾遺抄』が本来はどのような姿であったのか、慎重に見極めていかなければならないのではないか。本稿はそのための第一歩に過ぎないのである。

注

注1 『拾遺抄』の主な現存諸本とその略号

● 島根大学本系統

三 三井文庫蔵本(翻刻文ナシ)

島 島根大学図書館蔵本

神 神宮文庫所蔵村井敬義奉納本

谷 宮内庁書陵部蔵谷森家旧蔵本

● 宮内庁本系統

宮 宮内庁書陵部蔵本

高 高松宮旧蔵本

●貞和本

貞 静嘉堂文庫蔵貞和三年書写奥書本

●零本・書入本文

貞朱 貞和三年書写奥書本朱筆書入本

貞朱イ 貞和三年書写奥書本朱筆書入イ本

貞朱或 貞和三年書写奥書本朱筆書入或本

源 宮内庁書陵部蔵伝源承筆本

●古筆断簡

○平安期書写のもの

伝藤原伊経筆尼子切、伝源俊頼筆下絵切、伝源俊頼筆唐紙切Ⅰ・Ⅱ、

伝藤原定頼筆下絵切、伝藤原公任筆唐紙切Ⅰ・Ⅱ

○鎌倉期書写のもの

伝坊門局筆小松切

注2 『拾遺抄』を勅撰集とみるかどうかは諸説がわかるるかも知

れないが、詞書の敬語の用法から見て勅撰集であるとされる

片桐洋一先生の御見解に従って、本稿では勅撰集として扱う

ことにする。

注3 片桐洋一先生著『古今和歌集以後』『後撰集』の本性(二)

〇〇〇年一〇月、笠間書院刊)

注4 『扶桑略記』寛平八年九月廿二日条にも「陽成太上天皇之母

儀、皇太后藤原高子、与^二東光寺善祐法師^一窃交通云々。仍

廢^二后位^一。至^二于善祐法師^一配^二流伊豆講師^一」とある。

注5 三好英二氏著『校本拾遺抄とその研究』(昭和十九年三省堂

刊)に翻刻あり。

注6 『日本歌学大系』別四に翻刻あり。

注7 81(一二五)番歌(作者名諸本「中務」・「此歌柿下人丸集に

も入れり云云)、86(一三六)番歌(作者名「忠宰」・左注

「此歌躬恒が集にあり)などの例あり。

注8 「平安末期の拾遺抄とその受容」顯昭『拾遺抄注』を中心に

―片桐洋一編『王朝文学の本質と変容』(二〇〇一年二月、和泉書院刊)

(キム ソクチョル/本学大学院生)